

第5節 薬局の機能強化と推進対策

1 薬局の機能推進対策

【基本計画】

- 薬局が「医療提供施設」として位置づけられたことから、地域における医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点の役割をこれまで以上に担う必要があります。
- 薬局が薬局機能に関する情報を積極的に開示するよう推進します。
- 薬局における安全管理体制等の整備の推進を図っていきます。
- 薬剤師のみが扱うことが許される一般用医薬品が適正に選択され、正しく使用されるよう情報提供と相談体制の向上を図ります。

【現状と課題】

現 状

- 休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制の構築が、地域により格差が大きく十分ではありません。
- 在宅医療に関わる薬局の環境整備が整っていない現状です。
- 麻薬小売業の許可件数は年々増加していますが、まだ十分とはいえません。
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書が作成されていますが、従業者に対する周知徹底が十分とはいえません。
- 医薬品の副作用・有効性等の消費者からの相談が年々増加の傾向にあります。
- 適切な情報提供及び相談応需のための配慮が十分でない薬局があります。
- 薬局はセルフメディケーションの一翼を担っていますが、「かかりつけ薬局」や「健康介護まちかど相談薬局」が十分に普及定着していません。
- お薬手帳の普及が十分ではありません。

課 題

- 医療圏あるいは地区ごとに薬局が連携して休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制を構築する必要があります。
- 在宅医療を行う診療所や訪問看護ステーション・居宅介護支援所等との連携のもと、訪問薬剤管理指導業務・居宅療養管理指導業務を通じて在宅医療に積極的に取り組む必要があります。
- 終末期医療への貢献として、麻薬小売業許可を取得し、医療用麻薬の供給をしやすい環境整備が必要です。
- 安全管理体制等の整備を支援する必要があります。
- 患者さんのプライバシーの確保が求められます。また、薬剤師であることを地域住民に示すため、薬剤師名札の着用や着衣を通じて、薬剤師であることが明確に識別できるようにする必要があります。
- 地域に密着した「かかりつけ薬局」や「健康介護まちかど相談薬局」の整備を推進する必要があります。

【今後の方策】

- 薬局が、医療計画に基づいた医療連携体制へ積極的に参画するよう支援していきます。
- 地域の薬局が、輪番制・定点制等の方法による休日・夜間における医薬品等の供給を行う体制整備の促進を図っていきます。
- 医薬品市販後安全対策の一つとして、薬局から国への副作用情報等の報告を積極的に実施します。
- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書の定着を促進して、薬局の資質の向上を図るとともに安全管理体制を構築していきます。
- 公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- 消費者向け講習会の開催やお薬手帳及び各種媒体を通じて、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 医薬品等の適正使用の推進を図る目的で設置された薬事情報センターの運営を支援していきます。
- 薬剤師の研修体制の充実を図るため、生涯教育に対する事業等を支援していきます。
- 禁煙サポート等の健康日本 21 あいち計画への取り組みをする薬局の拡大を図っていきます。
- 薬局における患者・消費者のプライバシーが確保される相談の環境整備の促進を図っていきます。
- 終末期医療への貢献として、在宅医療への取組み等を支援します。

2 医薬分業の推進対策

【基本計画】

- 県民にも十分メリットが実感できるような、質の高い医薬分業を推進します。
- 「かかりつけ薬局」を育成し、県民に普及、定着を図ります。
- 「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、分業率 60%を目標として 2 次医療圏ごとに医薬分業を推進します。

【現状と課題】

現 状

- 本県における医薬分業率は、普及の開始が比較的遅かったこともあり、全国平均に比べると低い値となっていますが、年々順調に進展しています。(表8-5-1)
- 平成21年3月現在、医療圏ごとの医薬分業率は、尾張中部の60.2%から東三河北部の32.3%まで格差があります。(表8-5-2)
- かかりつけ薬局の育成とともに、薬剤師には、より新しい医学、薬学の知識、技術の研鑽が求められています。
- 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。
- 患者が選択する医薬品の幅が広がるという観点から、代替調剤が一部で採用されています。

課 題

- 院外処方せんの発行及び受入れについては、医療機関と薬局との相互理解のもとに、各地区の実情に応じた体制整備が不可欠です。
- 調剤過誤防止対策を推進し、医薬分業の質を高める対策が必要です。
- 医薬分業のメリットについて、広く県民の理解を求める必要があります。

【今後の方策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、調剤過誤の防止等を含めたより質の高い医薬分業を推進します。
- 患者の薬物療法に関する情報をかかりつけ薬局と病院薬局の間で引き継ぐいわゆる「薬薬連携」を推進することにより在宅医療を支援していきます。
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、県民に普及、定着を図ります。
- 「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、2 次医療圏ごとに医薬分業を推進し、医薬分業率を全国レベルまで引き上げることを目標とします。

表 8-5-1 医薬分業率の推移

(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
愛知県	40.2	42.3	43.7	45.7	47.3	49.4
全 国	51.6	53.8	54.1	55.8	57.2	59.1

資料：日本薬剤師会調べ（全保険）

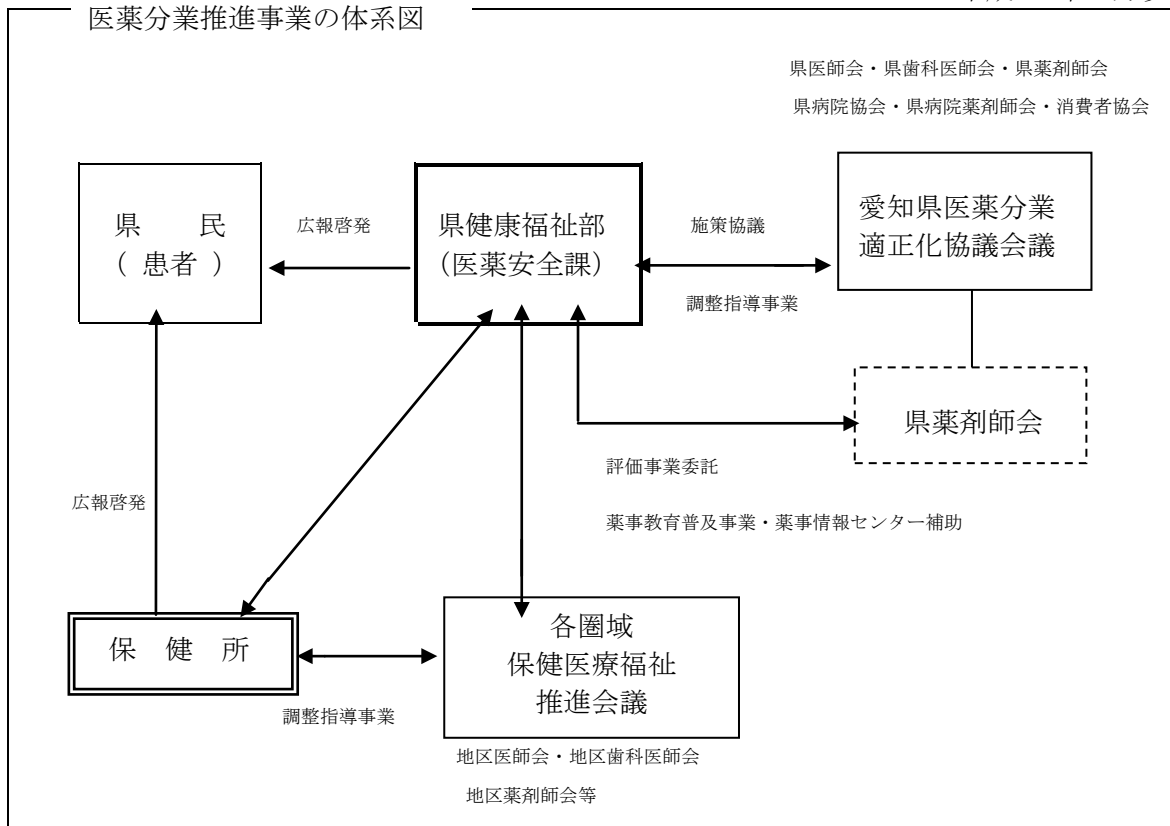
表 8-5-2 2次医療圏別医薬分業の状況

(単位：%)

名古屋	海 部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	尾張北部
51.5	57.0	60.2	57.5	58.9	56.3
知多半島	西三河北部	西三河南部	東三河北部	東三河南部	(全 県)
53.4	54.9	50.7	32.3	56.8	(53.7)

資料：愛知県社会保険診療報酬支払基金及び愛知県後期高齢者医療広域連合調べ
(平成 21 年 3 月の社会保険分及び国保分から推計)

平成 21 年 9 月現在



【体系図の説明】

- 医薬安全課は愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県病院協会、愛知県病院薬剤師会および消費者協会で構成する愛知県医薬分業適正化協議会議を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い医薬分業を推進するため、愛知県薬剤師会に委託して調剤過誤防止対策を検討し薬局および薬剤師に対する教育を実施しています。
- 保健所はそれぞれの地区医師会、地区歯科医師会および地区薬剤師会等と調整をしながら必要に応じ各圏域保健医療福祉推進会議で地域実情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課および保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 各医療圏の実情に応じた医薬分業の推進
 - ・圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- かかりつけ薬局の育成
 - ・薬局業務運営ガイドラインの周知・普及
 - ・基準薬局制度を活用した薬局の資質向上
 - ・調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せん受入れ体制の整備促進
- 調剤過誤等の防止対策
 - ・薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（愛知県薬剤師会への委託）
- 薬剤師の研修体制の充実
 - ・調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
 - ・薬事情報センターの運営補助
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
 - ・「薬と健康の週間」における広報啓発
 - ・薬事教育普及事業の補助
 - ・その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

用語の解説

- 服薬指導

患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際にその効能効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。
- かかりつけ薬局

患者自身が地域の薬局の中から選んで医薬品の供給・相談役として信頼する薬局のことです。かかりつけ薬局では、日常の交流を通じて、個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。

患者が異なる医療機関から処方せんの交付を受けた場合にも、かかりつけ薬局での調剤を受けることで、適切な薬歴管理、服薬指導が行われます。
- 薬局業務運営ガイドライン

薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局自らの努力目標でありかつ行政指導の指針として国が定め県で運用を行っているものです。
- 基準薬局

日本薬剤師会がより良質な薬局を育成するために設けた制度で、従事する薬剤師、休日・夜間等の対応、構造設備、薬歴管理・服薬指導等の薬局業務や地域における保健衛生向上への貢献等について定めた認定基準に適合した薬局です。
- 代替調剤

医師が医薬品の変更を認めた処方せんについて、薬剤師が患者の同意を得て、処方された医薬品と同一成分の薬（ジェネリック医薬品）に変更して調剤すること。ジェネリック医薬品とは、有効成分および効き目は新薬（先発医薬品）と同じですが、新薬の特許期間満了後に臨床試験等を省略して承認されるため、より安価な医薬品で後発医薬品ともいいます。